

2021年（令和3年）7月6日

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長
福山市 保健福祉局 保健部 保健予防課
新型コロナウイルスワクチン接種実施本部

新型コロナウイルスワクチンの優先接種（市独自基準）の実施について（照会）

平素から、本市保健福祉行政の推進に多大なる御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

本市では、現在、65歳以上の高齢者の接種を進めていますが、次の接種順位として、国の基準である基礎疾患を有する方、高齢者・障がい者の入所・居住する施設の従事者の方に加えて、エッセンシャルワーカーとして重症化リスクの高い高齢者やワクチン接種の対象ではない子ども（12歳未満）と関わる業務に携わる

- ・介護・障がい事業所の従事者 ※訪問・通所系事業所を含む
- ・保育所・幼稚園等の従事者 ※公立・法人立、認可外を含む
- ・教職員（小学生） ※放課後児童クラブ職員含む
- ・民生・児童委員

の方を、市独自基準として、優先接種対象者とするものとしました。

今回対象となる方の一部は、広島県の大規模接種会場（ビックローズ）等ですでに接種されており、市が設置する大規模接種会場（ファイザー社製のワクチンを使用予定）での優先接種を今後進めていくために、現段階での接種希望者数を把握したいと考えております。

つきましては、次のとおり、現在の接種状況について、次のURLへアクセスし回答するようお願いいたします。

1 アクセス先のURL

新型コロナウイルスワクチン優先接種に係る接種希望者数入力フォーム

[「https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/ques/questionnaire.php?openid=286」](https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/ques/questionnaire.php?openid=286)



※フォームを起動する際、エラーメッセージが表示されてアクセスできない場合がありますが、再度ページを開く、再読み込みする等すると、アクセスできることがあります。

フォームのリンクは、本市介護保険課のページにも掲載しております。

介護保険課トップページ>事業者の方はこちら>新型コロナウイルス感染症及びワクチン関係>
4 介護保険事業所等における新型コロナウイルス感染症ワクチン接種関係>2. 新型コロナウイルス
ワクチンの優先接種（市独自基準）の実施についての照会（2021/7/6）

※WEBでの回答が難しい場合は、別紙「回答書」によりFAXで回答してください。

2 提出期限

7月12日（月） 17時15分

※期限後はWEBで入力できなくなります。

3 注意事項

- ・ワクチンはファイザー社製のものを予定しております。
- ・回答日時点の従事者数等について回答してください。
- ・従事者の職種は問いません。
- ・他の事業所・施設等と兼務している従事者がいる場合（障がい福祉サービスの指定もあわせて受けている事業所を含む）は、重複しないようにいずれかの事業所・施設等へ人数を計上してください。
- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等は、「事業所番号」は空欄でかまいません。
- ・「すでに接種予定がある、または接種済の従事者数」には、介護事業所等の施設内での接種や、広島県の大規模接種会場（ビッグローズ）での接種を含めてください。
- ・1回目の接種が済んでおり、2回目の接種がまだの方は「すでに接種予定がある、または接種済の従事者数」に含めてください。
- ・入力フォームは、一度送信した内容を修正する機能がありません。送信後の回答を修正する場合は、「Q1：該当する優先接種対象区分」、「Q2：所属する事業所・施設等の正式名称」、「Q3：事業所番号」、「Q4：サービス種別（介護保険事業所・施設）」を前回回答と同じにして、お手数ですが再度、全設問に御回答ください。送信日時が新しい方を「正」として受け付けます。
- ・回答送信後、「Q8：メールアドレス」で入力いただいたメールアドレスに、回答内容が自動送信されます。このメールアドレスに問い合わせ等を送信されても返信できませんので、御了承ください。

（問合せ先）福山市 介護保険課 事業者指導担当 084-928-1232